平成２６年（フ）第１２２７４号
東京都板橋区南町53―９―105　ワコーレ要町Ⅱ
債務者　伊藤　　隼
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２８３号
東京都八王子市長房町1386―106
債務者　岩崎　義彦
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２８４号
東京都江東区北砂５丁目20―６―606
債務者　田村　利雄
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９号
愛知県知立市西町落合16番地２　知立アイリス802号
債務者　長坂　詩映
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
栃木県小山市大字羽川70番地１　サンスカイ小山301号、従前の住所北海道札幌市手稲区明日風１丁目13番６号
債務者　飯野　裕二
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第８５号
栃木県小山市大字羽川70番地１　サンスカイ小山301号、従前の住所北海道札幌市手稲区明日風１丁目13番６号
債務者　飯野　夏紀
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第５５４号
栃木県鹿沼市玉田町323番地22　ラフォーレファインＢ102、前住所栃木県日光市大室1162番地４
債務者　渡辺　智昭（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６４号
栃木県宇都宮市駒生１丁目７番９号
債務者　鈴木　健司
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６５号
栃木県宇都宮市清原台４丁目25番34号　Ｋ２グランヒル103号室、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽4491番地11
債務者　赤羽　勇太
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７０号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目６番45号　ニューエルディム戸祭102
債務者　星　　伸幸
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１３６号
東京都新宿区住吉町３―４―902
債務者　高山　卓哉
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２８８号
東京都荒川区東尾久４丁目29―17―402
債務者　久慈　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２８９号
東京都目黒区大岡山２丁目５―24―301
債務者　伊勢佐知子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２９７号
東京都板橋区赤塚４丁目33―24―107
債務者　柏原　啓司
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２９８号
埼玉県入間市大字小谷田238番地
債務者　豊泉　詠美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３０４号
東京都北区王子３丁目４―５―209
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部